

令和7年12月15日

佐賀労働局長
城 寿克 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定
の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県一般機械器具製造業関係に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金について改正決定する必要について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

令和7年12月15日

佐賀労働局長
城 寿克 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定
の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県電気機械器具製造業関係に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金について改正決定する必要について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

令和7年12月15日

佐賀労働局長
城 寿克 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき
貴職から諮詢のあった佐賀県陶磁器・同関連製品製造業に係る最低賃金の改正決
定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、佐賀県陶磁器・同関連製品製造
業最低賃金について改正決定する必要について、全会一致に至らず、必要性有りと
の結論に達し得なかったので答申する。